

第70回職業能力開発分科会（8月1日）で出された 主な意見について（未定稿）

1 学び直しの支援措置

- 雇用保険二事業とは違って、労使の保険料を仮に使うということがあれば、企業への助成のみではなく、労働者個人に対する直接的な給付を行うべきである。
- 働きながら学び直しをするというコンセプトから、受け皿となる夜間大学院等の教育プログラムを整備する必要がある、文部科学省との連携も十分なされるべき。
- 教職大学院といった専門職大学院もしっかり訓練機会を提供できるようにすべき。
- 若年層は相当に流動化しており、むしろミドル層の人たちがなかなか転職に踏み切れないという課題があるのではないか。就業や転職をしようとしている個人がどのような学び直しをすれば就業の場が得られるのか議論すべき。
- キャリア・コンサルティングの関与といった支援の入口のコントロールについても検討すべき。
- ジョブ・カードを通じた個人のキャリア形成支援を進めるべき。

2 求職者支援制度について

- 認定定員数と受講者数との間にギャップがあることや、ハローワーク紹介の就職割合が3割程度であることから、ハローワークがより積極的に関与すべきではないか。
- 8割以上という出席要件については、母子家庭の母などが子供の用事で8割を切ってしまうことを不安に感じて受講に踏み切らないというおそれがあることや、大雪などによる数時間の遅刻でも1日の欠席となっていることなどについて検討が必要ではないか。
- 訓練のコースの設定については、求職者支援制度の対象である非正規や雇用保険の受給が出来ない方の就職につながる分野、マーケットのデータと比較し、定期的に検証することが必要ではないか。
- 就職率が7割を超えるなど効果は出ているが、雇用期間の定めの有無や雇用形態といった就職の内容について実態を把握するべきではないか。
その上で、就職が短期間の雇用でもいいのか、利害関係者である訓練実施機関を通して回収している就職状況報告書の回収ルートのあり方をどう考えるかなどを検討すべきではないか。
- 訓練実施機関が採算を取れるかという点も重要な検討課題ではないか。